大阪市待機児童解消特別チーム会議(第9回)

平成30年11月15日(木)13時~15時 市役所5階 大応接室

- 1. 開 会
- 2. チームリーダー (市長) あいさつ
- 3. 報告等
 - (1) 平成30年度予算に基づく取り組み状況等について
 - ① 各区の認可保育所等の整備・開所状況について
 - ② 特別対策等の取組みについて
 - ③ 新たな待機児童対策の第8回会議以降の進捗状況等について
 - ・一般公募における事業者の応募促進の取組み
 - ・既存施設活用による取組み
 - 保育人材確保の取組み
 - その他の取組み
 - (2) 平成31年4月における待機児童解消に向けた対策について
 - (3) 平成31年度における認可保育所等の必要整備量について ~平成32年4月の入所枠確保に向けて~

4. 意見交換

[添付資料]

- 資料1 大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿
- 資料2 認可保育所等の整備にかかる公募等の状況【平成30年度当初予算】
- 資料3 特別対策等の取組みについて(進捗状況等) 平成30年11月現在
- 資料4 新たな待機児童対策の第8回会議以降の進捗状況等について
- 資料 5 平成 31 年度保育施設等利用申込み状況 (平成 30 年 10 月 26 日現在)
- 資料6 平成31年4月における待機児童解消に向けた対策について
- 資料7 保育所等整備にかかる各区の入所枠不足解消について【平成31年度予算】

第9回大阪市待機児童解消特別チーム会議 配席図

日時:平成30年11月15日(木曜日)13時~15時 場所:大阪市役所 5階 大応接室

	窓 側	
	鍵田 吉村 副市長 市長	
	0 0	
松本 城東区長 事 務 局	マイク用 テーブル	一 花田 旭区長 岸本 西区長
佐藤 こども青少年局長 工藤 保育施策部長		天王寺区長
	報道陣取材エリア	
		報道機関入口

資料 1

大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

平成30年11月15日

	所 属 等	氏 名
チームリーダー	市長	吉村 洋文
サブリーダー	副市長	鍵田 剛
	旭区長	花田 公絵
	西区長	岸本 孝之
	天王寺区長	西山 忠邦
	浪速区長	榊 正文
委員	淀川区長	山本 正広
	城東区長	松本 勝己
	阿倍野区長	宝田 啓行
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局保育施策部長	工藤 誠

認可保育所等の整備にかかる公募等の状況【平成30年度当初予算】(H30.10.31時点)

区	名	뇔	á初予算計₋	上分		施設 b·増築	認定こ 拡	予算上の 入所枠 合計	
		認可 保育所 ア	小規模 保育(庁舎 内含)	入所枠	整備数	入所枠	整備数	入所枠	А
合	計	2,430	1,298	3,728	7	206	5	120	4,054
7	比	80	57	137					137
都	島	160	38	198	1	41			239
福	島	320	0	320					320
此	花	0	62	62	2	20			82
中	央	70	76	146					146
Ē	西	430	152	582					582
ř	巷	0	38	38					38
大	正	0	13	13					13
天	E 寺	140	95	235					235
浪	速	210	0	210					210
西氵	定川	0	38	38					38
淀	Ш	350	102	452	1	12			464
東氵	定川	160	95	255					255
東	成	0	133	133					133
生	野	60	57	117					117
ţ	但	0	0	0					0
城	東	150	57	207	1	11			218
鶴	見	0	76	76					76
阿伯	音 野	210	76	286					286
住人	之 江	0	0	0					0
住	吉	90	76	166					166
東(主吉	0	38	38	1	12			50
平	野	0	19	19	1	110			129
西	成	0	0	0					0

	√5次 2結果	既存施設建 替•移行	認定こども	選定済入所枠
認可 保育所 イ	小規模 保育	入所枠	園拡充	В
1,056	217	441	64	1,778
	19			19
90		41		131
180				180
		20		20
80	31			111
	12			12
				0
				0
103	12			115
				0
	31			31
90		12		102
170	19			189
	19			19
	12	6		18
				0
160		11		171
		60		60
80	43	58		181
				0
103		138	64	305
	19			19
		95		95
				0

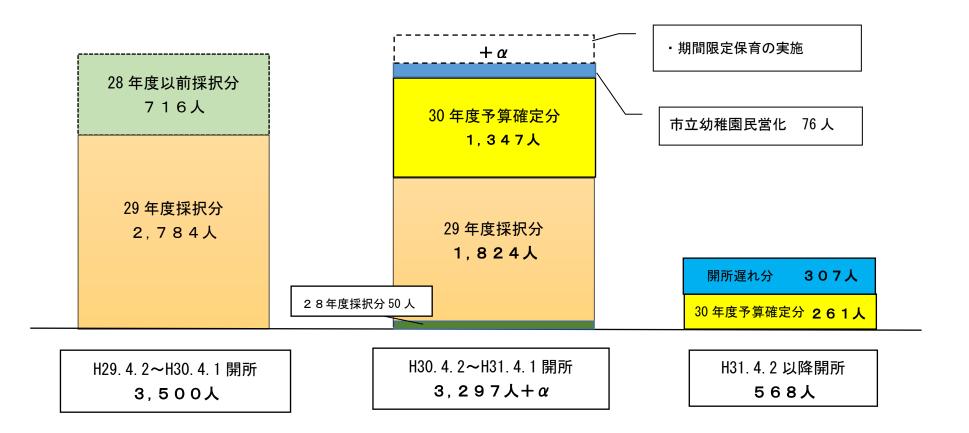
の 174	平成30 ^년 現		
の 174		保留	区名
の 68 部 島 福 島 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 市 番 正 の 125 中 中 市 番 正 の 139 下 王 寺 浪 定 川 東 定 川 東 定 川 東 定 川 東 定 川 東 定 川 東 定 川 東 東 東 里 の 5 67 年 野 の 59 地 13 130 様 野 6 101 日 日 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中	65	2,503	合 計
の 81 福 島 の 85 中 央 1 131 万 西 3 85 下 天王寺 の 139 の 31 表 定 川 3 82 定 川 9 183 の 東 9 183 東 川 0 42 東 域 5 67 の 59 旭 13 130 城 東 6 101 の 121 位 住 声	0	174	北
の 85 此 花 中 央 西 海	0	68	都 島
0 125 中央 1 131 西港 3 85 大正 0 55 天王寺 0 31 天王寺 0 31 遠速 3 82 西淀川 25 232 東定川 9 183 東淀川 0 42 東原 5 67 生野 0 59 地 13 130 域東 6 101 原併 0 121 住之江 0 157 住之江	0	81	福島
1 131 西 3 85 大 正 0 55 大 正 0 139 天王寺 0 31 衰速 3 82 西淀川 25 232 淀 川 9 183 度淀川 東淀川 東淀川 東 別 東 別 東 別 東 別 東 別 東 別 東 野 0 59 旭 13 130 城 東 6 101 城 東 6 101 日 0 121 住之江 0 157 住 吉	0	85	此 花
3 85 港 0 55 大工手 0 139 天王寺 0 31 速 3 82 西淀川 25 232 東定川 9 183 東定川 0 42 東 5 67 生 野 0 59 旭 13 130 域 東 6 101 域 東 0 121 住 之 0 157 住 吉	0	125	中 央
0 55 大正 0 139 天王寺 0 31 速 3 82 西淀川 25 232 川東淀川 9 183 東淀川 0 42 東 域 5 67 生 野 0 59 旭 13 130 城東 6 101 原 原 0 107 住之江 0 121 住之江 0 157 住 吉	1	131	西
0 139 天王寺 0 31 浪速 3 82 西淀川 25 232 淀川 9 183 東淀川 0 42 東域 5 67 生野 0 59 旭 13 130 城東 6 101 原門 0 121 住之江 0 157 住之江	3	85	港
0 31 浪 速 西 淀川 25 232 淀 川 東 淀川 東 成 日	0	55	大 正
3 82 西淀川 25 232 東淀川 9 183 東淀川 東 成 5 67 生 野 0 59 旭 13 130 城 東 6 101 領 見 0 121 住 之江 0 157 住 吉	0	139	天王寺
25 232 淀 川 東 淀 川 東 成	0	31	浪 速
9 183 東 淀川東 成 東 成 生 野 人 大 東 人 大 東 人 大 東 人 大 東 人 大 東 人 大 東 大 東	3	82	西淀川
0 42 東 成 5 67 生 野 0 59 旭 13 130 城 東 6 101 鶴 見 0 107 阿倍野 0 121 住之江 0 157 住 吉	25	232	淀 川
5 67 生 野 0 59 旭 13 130 城 東 6 101 鶴 見 0 107 阿倍野 0 121 住之江 0 157 住 吉	9	183	東淀川
0 59 旭 13 130 城 東 6 101 鶴 見 0 107 阿倍野 0 121 住之江 0 157 住 吉	0	42	東 成
13 130 城 東 6 101 鶴 見 0 107 阿倍野 0 121 住之江 0 157 住 吉	5	67	生 野
6 101 鶴 見 0 107 阿倍野 0 121 住之江 0 157 住 吉	0	59	旭
0 107 阿倍野 0 121 住之江 0 157 住 吉	13	130	城東
0 121 住之江 0 157 住 吉	6	101	鶴見
0 157 住 吉	0	107	阿 倍 野
	0	121	住之江
0 100 東住吉	0	157	住 吉
	0	100	東住吉
0 110 平 野	0	110	平 野
0 38 西 成	0	38	西成

◆各区の開所時期別内訳表(平成30年度整備状況H30.10.31現在)

		4.2 ~	H30.4			H30.	4.2以降	 開所				———— Н3	B1.4.1	 開所					7 00			.2以降	開所		
	30.4.	1開所	31.4.	開所	roo <i>t</i>			_	F oo	左连拉	+0/\1				÷ 1		1 00 <i>6</i>		<u>【開所</u> +ロハ】			2 倍【	[304	年度採护	尺分】
区名						F度以前採		【30年度予算】	[29	年度採				【30年度予算					[30	0年度予算】					
		ì計 	合	計 	保育所·小規模	全	`計 	合計 小規模	保育所		計	保育所 (認定こども園	建替	小規模 (市営住宅活	É	h計 	保育所		計	保育所		計	保育所		<u>`</u>
	整備数	入所枠	整備数	入所枠	(庁舎内等含 む)	整備数	入所枠	整備数入所枠		整備数	入所枠	A+\\		用含む)	整備数	入所枠	.,,,,	整備数	入所枠		整備数	入所枠		整備数	入所枠
北	6	293	4	289	3	3	270	0	0	0	0			1	1	19							0	0	0
都 島	3	208	3	99	1	1	9	0	0	0	0	2			2	90							1	1	41
福島	5	224	4	276	0	0	0	0	1	1	96	3			3	180							0	0	0
此 花	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0								2	2	20
中 央	5	113	3	111	0	0	0	0	1	1	80			2	2	31	1	1	113				1	1	80
西	8	521	5	326	2	2	106	0	2	2	208			1	1	12	1	1	24				0	0	0
港	1	22	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1			1	0							0	0	0
大 正	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0								0	0	0
天王寺	4	198	5	330	2	2	160	0	1	1	80	1		1	2	90							1	1	63
浪 速	4	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0								0	0	0
西淀川	5	200	2	31	0	0	0	1 1 12	0	0	0			1	1	19							0	0	0
淀川	6	165	3	192	1	1	90	0	0	0	0	1	1		2	102							0	0	0
東淀川	1	15	3	119	1	1	20	0	0	0	0	1		1	2	99				1	1	90	0	0	0
東成	3	179	1	19	0	0	0	0	0	0	0			1	1	19							0	0	0
生 野	2	-6	3	18	0	0	0	0	0	0	0	2		1	3	18							0	0	0
旭	5	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0								0	0	0
城東	2	143	6	517	4	4	426	0	0	0	0	1	1		2	91				1	1	80	0	0	0
鶴見	5	158	2	60	0	0	0	0	0	0	0	2			2	60							0	0	0
阿 倍 野	7	242	9	351	2	2	170	0	0	0	0	4		3	7	181							0	0	0
住 之 江	5	127	1	50	0	0	0	0	1	1	50				0								0	0	0
住 吉	7	261	8	319	0	0	0	0	2	2	109	6			6	210							1	1	57
東住吉	2	10	1	19	0	0	0	0	0	0	0			1	1	19							0	0	0
平 野	0	0	1	95	0	0	0	0	0	0	0		1		1	95							0	0	0
西 成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0								0	0	0
合 計	88	3,500	65	3,221	16	16	1,251	1 1 12	8	8	623	24	3	13	40	1,335	2	2	137	2	2	170	6	6	261
			* (①	(4))			$\underline{\mathbb{D}}_{\perp}$		<u></u>	(<u>3</u>	—	1 4 0 5			4		(5)			6)		_	
				T		17	,	3				48	1,95	H31.4.1	開設							10	568		
			1	76	8) H3(年度途中	開設		66	3	297	<u> </u>	J	((3)+(4))							H31.4.21	从降開設		
			西区 市立	幼稚園民営化	2)	(1+2))					ı										(5)+6	5)+(1))		
	4	<u> </u>	による入	折枠増76人	J				нз1.4 (П)	.1まで(~④+	〜開設 -⊗)														
		•							,							H30 ⁻	予算で	の枠値	寉保						
H29.4.2	~H30.4.1	 開所	_			第8回チー <i>人</i>	、会議からの)変更点								(2)-	+4)+6)+(7)+(8)						
	度以前採抗		2 50	00人		(1)⇒(5)	」か所 24人	•計 307人がH31	4.2 U.I	を開設!	_					5	n	1,8	5/						
•29年		2,784人	1 3,3			3⇒5	1か所 113人	• ④ 小規模選定										1,0							
						4⇒6	2か所 170人	<i>y</i>																	

保育所等整備の状況

H30.10.31 現在



特別対策等の取組みについて(進捗状況等) 平成30年11月現在

1 区役所庁舎・市役所本庁舎を活用した保育施設の整備【18庁舎 278人】

■平成30年4月開設 15庁舎 定員合計 240人 ■平成30年9月開設 2庁舎 定員合計 26人 ■平成31年4月開設 1庁舎 定員合計 12人

2 市営住宅を活用した小規模保育事業所の整備【2団地3住戸 36人】

■平成30年4月開設 1団地1住戸 定員合計 12人 ■平成31年4月開設 1団地2住戸 定員合計 24人

〇平成30年9月公募の状況

	区名		市有財産		公募状況	
淀	Ш	区	加島南第2住宅2号棟110号室	(建物)	応募事業者なし	×.
鶴	見	区	放出東住宅1号棟104号室	(建物)	応募事業者数 2 署	審
阿	倍野	区	阿倍野第4住宅1号棟203号室	(建物)	応募事業者数 1 3	查
住	吉	区	我孫子南住宅2号棟109号室	(建物)	応募事業者数 1	₽

※ 3度公募するも応募事業者がなかったため、今回で活用取り下げ

3 保育送迎バス事業【2事業 269人】

- 公文書館(送迎元) ⇔ 森ノ宮中央1丁目保育所用地(送迎先)
 - ·送迎元(小規模保育事業所): 平成30年10月開設 定員 12人 ··送迎先(認可保育所): 平成31年6月開設 定員 137人
- 天王寺区保健福祉センター分館(送迎元) ⇔ 我孫子1丁目保育所用地(送迎先)
 - ·送迎元(保育所分園): 平成32年4月開設 定員 25人 ·送迎先(認可保育所(本園)): 平成31年10月開設 定員 95人

4 市有地を活用した認可保育所の整備【7か所 648人】

■平成30年10月開設 1か所 定員合計 80人 ■平成31年4月開設 5か所 定員合計 478人 ■平成31年度 時期未定 1か所 定員合計 90人

【新】今後における活用について(案)

区名	市有財産	所在地	所管局	活用面積	活用手法及び設定定員(募集定員)
淀 川 区	道路予定地(歌島豊里線)	淀川区新高1丁目	建設局	約700㎡	認可保育所 定員102人以上

5 国・府有財産を活用した保育施設の整備【4か所 485人】

■平成30年4月開設 1か所 定員合計 15人 ■平成30年7月開設 2か所 定員合計 390人 ■平成32年4月開設 1か所 定員合計 80人

【新】国有地(淀川区十八条)への着手について

開設予定:平成32年4月国有地活用に係る条件は国基準により設定

■1~5による入所枠(定員)合計

1.716人

平成30年度開設 775人	4月:267人 7月:390人 9月:26人 10月:92人
平成31年度開設 836人	4月:514人 6月:137人 10月:95人 時期未定:90人
平成32年度開設 105人	4月:105人

6 都市公園を活用した認可保育所の整備

- 〇平成29年度の取り組み
 - ・平成29年5月に「都市公園法」が改正(同年6月施行)され、他の手法では保育所用地等の確保が難しい場合において、都市公園内に保育所を設置することが可能となったことにより、本市公園条例を平成30年3月27日に改正(同年4月施行)するとともに、許可期間等の条件を整理
- 〇平成30年度の取り組み
 - ・都市公園にかかる占用許可基準(施設設置条件等)を策定
- ・浪速区では、現在、公募条件の整理中
 - 「浪速区」の候補地におけるスケジュール(案)

		平	成30年	度	平成31年度				平成32年度			
		2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
事業者公募	本市											
工 ① 既存施設解体撤去 ② 保育所建設	法人				工事 設計	机	工事		H32.4 開設			

- ・淀川区は「上記4 市有地」及び「上記5 国有地」の活用を踏まえ、当該地周辺の保育ニーズ等を検討中
- 7 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所
 - 〇平成30年4月1日
 - ・「大阪市大規模マンションの建設による保育需要の増加に対応するための保育施設等の整備に係る事前協議に関する条例」及び「同条例施行規則」を施行
 - ・大規模マンション内に設置される保育施設等について、マンション住民の優先入所制度を構築(要綱を制定)
 - 〇平成30年11月15日現在の状況等
 - ・中央区 4件、西区 2件、北区・淀川区・天王寺区・城東区・鶴見区・住之江区・平野区 各1件 計13件 協議の届出受領
 - ・8件に対し保育施設の設置を要請(残りの5件は事務手続き中) ⇒ 1件は要請に協力する方向で検討の旨回答あり(区長による要請案件) 6件は要請に対応できない旨回答あり 1件はマンション事業者の回答待ち
- 8 土地オーナーに対する助成(固定資産税等相当額の助成)※ ※建て貸し方式(建物賃貸)を除く
 - 〇平成29年度実績
 - ・33件の応募実績(応募41件中の33件 80.5%)
 - ○平成30年度(第5次募集分まで)の状況
 - ·新規開設 応募7件中、土地賃貸案件は4件(57%)
- 9 その他の取組【平成30年度新規事業】
 - 〇保育所分園の賃借料加算相当額補助の創設(平成30年度の状況)
 - ・公募において補助制度の概要を周知するとともに、保育事業者へ同概要の周知を図るも、応募なし
 - ○認定こども園移行に伴う施設整備補助金の拡充(3歳児連携)(平成30年度の状況)
 - ・公募を2回実施し、1件(2~5歳児64人枠)を選定済み

新たな待機児童対策の第8回会議以降の進捗状況等について

資料 4

① 一般公募における事業者の応募促進の取組み

- 都市部における保育所等への賃借料支援事業の創設
- 建物賃借料(実勢価格)と賃借料加算(給付費)の 差額を補助
- 〇 民間保育所整備用地提供促進補助金の補助対象の拡大
- ・ 建て貸し方式(建物賃貸)にも補助対象を拡大

第3~5次公募で周知済

② 既存施設活用による取組み

〇 期間限定保育の実施

… 資料4-1

- 認可保育所等の保育室の空き (新規開設園の4・5歳児保育室など)等を活用して、 1歳児を対象に2年間に限定した利用決定を実施
- 実施要綱について意見公募(9.20~10.19)を経て制定(平成30年12月1日施行予定)
- ・ 各施設に対し、平成31年4月からの実施に係る意向調査を平成30年12月上旬より実施 施設向けのPRチラシ等により、各区においても働きかけを実施

○ 障がい児を含む保育ニーズへの対応

・ 民間保育施設における障がい児の受入が一層進むよう、補助金の見直し検討を図ると ともに、公立保育所においては、引き続き、一般任期付職員及び非常勤嘱託職員の確 保に努めつつ、将来的な公立保育所数を見据えた本務保育士の確保を進める。

③ 保育人材確保の取組み (検討状況)

… 資料4-2

- 〇 遠隔地の新卒保育士確保策
- 新たに他府県、特に有効求人倍率が高くない地方から人材を呼び込み、大阪市内で 働いていただけるようにインセンティブを付与する取組を現在検討中。
- 〇 新規採用保育士特別給付の拡充
- 新規採用保育士特別給付を拡充し、保育士の処遇改善を進めて働きやすい職場を作り、 人材確保や離職防止につなげる取組を現在検討中。

④ その他の取組み

〇「育児休業制度」改善要望

… 資料4-3

- ・ 待機児童数の減少につながるものではないが、現行の制度のもとでは正確な保育 ニーズの把握が困難になるおそれがあるため、国に対し制度の改善要望を行っている。
- 幼保連携型認定こども園等における面積基準緩和措置の実施

… 資料4-4

- ・ 面積基準緩和措置が幼保連携型認定こども園においても実施可能(平成30年9月27日 改正法令施行)となったことにより、平成31年度早期からの実施に向け、本市条例改 正等を含め検討を進める。
- ・ あわせて、幼保連携型以外の認定こども園についても、平成31年度早期からの実施に 向け、本市条例改正等を含め検討を進める。

○ 公立保育所(直営62か所)におけるおむつ・布団の持ち帰りの見直し

- ・ 使用後の紙おむつは、現在、保護者が持ち帰り、自宅において処分することとしているが、衛生管理の改善、保護者負担の軽減の観点から、保育所における処分を平成31 年度からの実施に向け現在検討中。
- ・ 午睡用の布団 (0~3歳) については、現在、保護者による持参、持ち帰りとしているが、きょうだい入所による複数持参、持ち帰りや悪天候の際の保護者負担の軽減の 観点から、保護者が家庭からの持参かリースの利用かを選択できる制度を平成31年度 からの実施に向け現在検討中。

大阪市では1歳児の待機児童を解消するために、 平成31年4月から『期間限定保育』を実施する事業者を募集します!

◎ 実施にあたっては、次の期間内に「実施計画書※」の提出が必要です。 平成30年12月3日(月)~平成31年1月10日(木)

※ 詳細・様式は次のURLかQRコードから大阪市HPでご確認ください。 http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000(作成中).html QRコート^{*} 追加

期間限定保育とは 「実施例」を裏面に記載

- ■他の年齢に比較し待機児童等が多い1歳児の受入枠を確保するため、保育室の空き等を活用し、保育施設等の利用が保留となった1歳児を対象に最大で2年間の保育(※1)を行うものです。
 - ※1 3歳児保育を利用するためには、再度の利用調整が必要になります
- ■大阪市内に所在する保育所又は認定こども園で実施が可能です。(新設・既設を問いません。)

基本的事項

■『期間限定保育』は、児童福祉法第24条第1項の規定による保育(通常の保育)を、期間を限定して行うもので、施設の運営基準・設備基準、施設の運営にかかる費用(委託費及び各種補助金)の支払い、また利用調整や保育料についても通常の保育と同じ取扱いとなります。

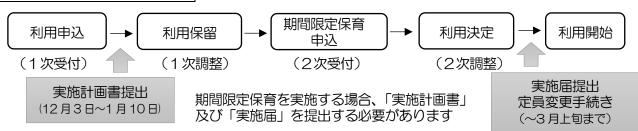
『期間限定保育』の実施により

- ◎保育室の有効活用と、利用希望への対応 が可能になります!
- ◎新設園においては、4・5歳児の利用が 少ないことから経営の安定を図れます!・右例では、<u>委託費が2年で約1,700万円増額</u> (国の試算ツールを使用して積算)
 - ※2 定員 93 名、所長設置加算・主任保育士専任加算・ 事務職員雇上加算あり、処遇改善加算 I は 15%

	<u> </u>	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
クラス 担任等	保育士							12人
3 =5	通常	9人	15人	15人	9人	4人	2人	54人
入所 (1年目)	期間限定	-	6人	期間	限定担当	合同保	育を実施	6人
	計	9人	21人	15人	9人	4人	2人	60人
【参考】追	通常の定員	9人	15人	15人	18人	18人	18人	93人
実施2年								
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
クラス 担任等	保育士					<u></u>		12人
	通常	9人	15人	15人	18人	13人	5人	75人
入所 児童	期間限定	-	-	6人		合同保	育を実施	6人
	計	9人	15人	21人	18人	13人	5人	81人
24	長託費試 算	算 ※2	1年目 児童数 委託費/月			2 児童数	年目 委託費/月	1
	限定保育	₹ <i>†</i> ≿	54人	約 660	万円	75人	約 770万	Щ
期間	阪ル 木	つみし	077	יויי ו				

【期間限定保育を実施している間は、実態に即した認可定員・利用定員を設定することになります】

実施スケジュール及び手続き|

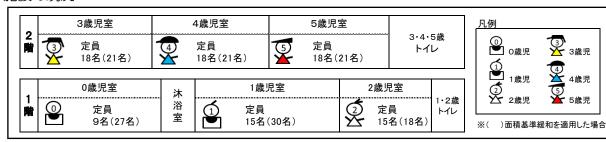


【担当(実施計画書提出先)】大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課 保育特別対策グループ

電話: 06-6208-8126 FAX: 06-6202-6963

期間限定保育の実施例

施設の現況



【手法①】4・5 歳児の合同保育を実施し、年齢をスライドして保育室を利用

○実施1年目(児童数60名)



○実施2年目(児童数81名)

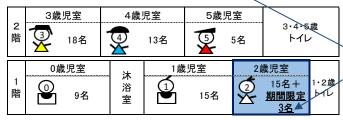


【手法②】面積基準緩和を適用

○実施1年目(児童数57名)



○実施2年目(児童数78名)



〇1歳児を6名、2年間の期間限定で受入

③ 3 3歳児

4歳児

5歳児

- 〇1年目は、2歳児室で保育を実施 O2 年目は、3 歳児室で保育を実施
- 「各フロアーに年齢に応じた設備(トイレ等)がない」あ るいは、「設備まで遠くなる」ことがあるため、その対 策について工夫が必要となる。

面積基準緩和措置とは

大阪市では、待機児童解消までの一時 的な措置として、国の特例措置を活用 し、保育室の面積基準緩和措置を実施 (平成34年度末まで延長予定)していま

従来、国の特例措置の対象が、保育所 のみであったことから、大阪市において も、保育所のみを対象としていました が、国において制度改正がなされたこと を受け、認定こども園への適用拡大につ いて検討を進めています。

基準緩和後

児童1人あたり必要保育室面積:

1. 65m(O~5歳児共通)

〇1歳児を3名、2年間の期間限定で受入

新たな保育人材確保の取組(検討状況)

○現状

- ・大阪府における保育士の有効求人倍率は上昇し続けており、保育士の人材 確保が困難になってきている(別紙1)。
- ・本市の新規採用保育士特別給付補助金の申請状況から、保育所等に就職後 1年以内に離職する保育士が少なくないことが分かる(別紙2)。

○取組1-遠隔地の新卒保育士確保策

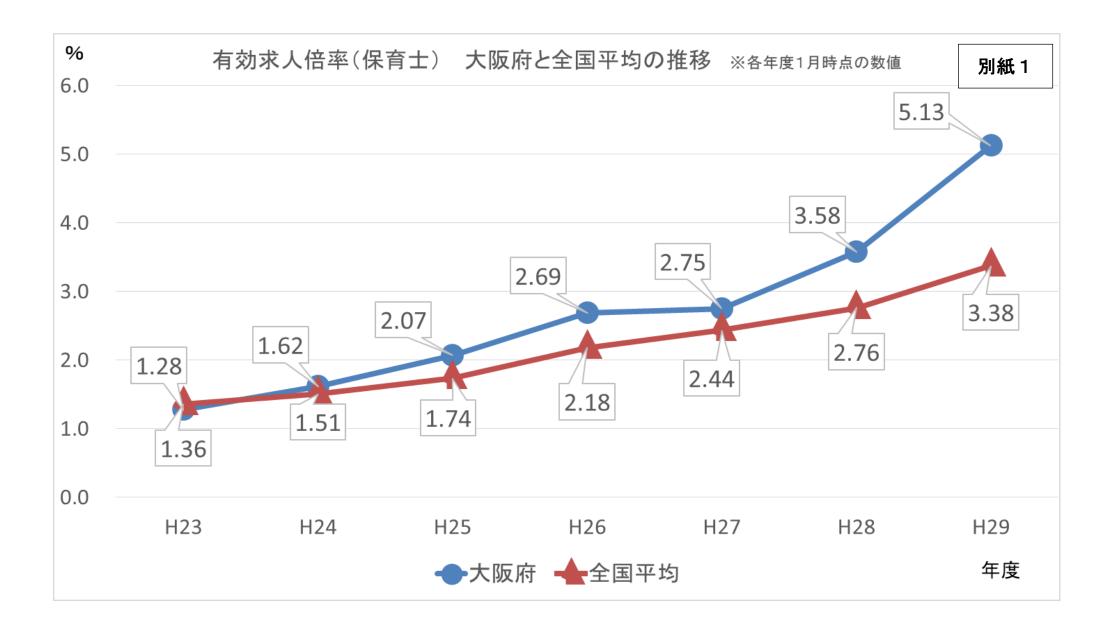
・新たに他府県、特に有効求人倍率が高くない地方から人材を呼び込み、大阪市内で働いていただけるようにインセンティブを付与する取組を現在検討中。

○取組2-新規採用保育士特別給付の拡充

・新規採用保育士特別給付を拡充し、保育士の処遇改善を進めて働きやすい 職場を作り、人材確保や離職防止につなげる取組を現在検討中。

<参考>大阪市新規採用保育士特別給付事業(現行)

採用後年次	1年目	2年目	3年目以降	合計
補助名称	新卒保育士等 採用時一時金	新卒保育士 1年経過一時金	_	
金額	10万円	10万円	_	20万円
支給等	法人等を通じて交	付対象職員へ支給	_	



H30 新規採用保育士特別給付補助金申請状況(30.11.7時点) **別紙2**

対象者	H30年 離時 申請者数	職?	H 28年度
1年目対象者	407	353	17
2年目対象者	252	8	0
合計	659	361	17

H30年度	H30年度	申請施設割合	H30年度	
申請施設数A	対象施設数 B	(A/B%)	申請法人数	
242	587	41.23%	127法人	

育児休業及び育児休業給付について

H30, 10, 22

地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門分科会 関係府省ヒアリングにおける厚生労働省説明資料

基本的枠組み

- 育児休業は、<u>労働者の雇用の継続</u>を図るため、子が 1 歳に達するまでの間に労働者の希望 により取得できるもの(育児・介護休業法)。
- 育児休業中には、労働者が育児休業を取得しやすくし、<u>労働者の雇用の継続</u>を援助・促進 するため、育児休業給付が支給される(雇用保険法)

29



さらなる休業が必要な場合の措置

- 雇用の継続を促進する観点から、基本的な枠組みは維持しつつ、子が 1 歳に達した以降もなお<u>体業が必要な特別な事情</u>がある場合には、子が最長 2 歳に達するまでの間に取得できる。 ※休業が必要な特別な事情: 保育所に入所できない場合等
- 延長した期間にも、育児休業給付が支給される。

育児休業期間の延長(育児・介護休業法、雇用保険法関係)

改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に 入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

改正前の内容・課題 ※1歳6か月までの延長は平成16年育児・介護休業法等改正で措置。平成17年4月1日から施行。

〇 育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで。保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。 π

く課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、<u>保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間</u>となる。

改正の内容【平成29年10月1日施行】

0歳

○ 1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を 「最長2歳まで」延長できる。

15

○ 上記に合わせ、<u>育児休業給付の支給期間を延長</u>する。



育児休業・育児休業給付の延長に関する基本的な考え方

- 育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、 保育所等に入れない場合などには、最長2歳に達するまで延長可能。 この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所等に入所できず、 不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じている。
- 3 育児休業・給付の延長は保育所等に入れない場合に限られた例外的措置であり、その証明は個々具体的な保留決定通知書によることが適当で、御提案のような「入所困難地域」の証明だけでは不十分である。保留決定通知書は、保育を希望しながら保育所等に入れなかった場合に必ず交付されるものであり、それを活用することは合理的な取扱いであると考える。

地方分権提案への対応策(1)

○ 保育所等の利用調整に当たり、入園希望者が申し込んだ保育所等に入れなかった場合に育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の手法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなどの運用上の工夫の方法を、国から自治体に提示。

く運用上の工夫のイメージ>

早く職場復帰したい方

希望の保育所に入れたら職場復帰したいが、仮に落選した場合には育休の延長を許容できる方



保育所等申込 書に記載欄を 設ける

「直ちに復職希望」に チェック



現行どおり利用調整を行う



「保育を希望するが、申し込んだ 園に落選した場合は育休延長 等も可」にチェック



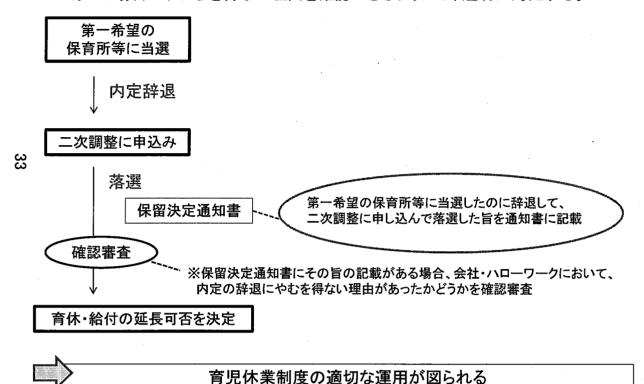
利用調整に係 る点数の<u>減点</u>

利用調整の際に、他の利用申込者より優先順位が下げられる。 ※保育所等に空きが無い場合は落選

公平な利用調整を実現するとともに、過剰な事務負担の軽減を図る

地方分権提案への対応策(2)

明らかに制度趣旨とは異なると思われる育児休業・給付の延長の申出があった場合に、やむを得ない理由を確認できるようにし、適切に対処する。



地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 (10月22日) における厚生労働省の提出資料に対する本市の見解

P3「育児休業・育児休業給付の延長に関する基本的な考え方」について

厚生労働省は、育児休業・給付の延長は、「保育所等に入れない場合に限られた例外的措置」であるから、「その証明は個々具体的な保留決定通知書によることが適当」と回答しており、延長の要件確認を厳格に行っているかのようにも聞こえるが、その実態は大きく異なる。

そもそも、保留決定通知書は申し込んだ当該保育所に入所できない事実を証明するだけのものであり、この通知書のみを根拠に、法律に規定されている育児休業・給付の延長の要件(「雇用の継続のために特に必要と認められる場合」)に該当すると認定できるものではない。

にもかかわらず、現在、ハローワークの実務上、他に入所枠に空きのある保育 所が多数あっても、<u>そのような事実を全く考慮することなく、保留決定通知書の</u> みを根拠に、延長の要件を満たしていると割り切って認定しているため、事実上 無条件で育児休業・給付の延長が認められているのが実態である。

このような割り切った認定が可能であるならば、保留決定通知書にこだわらずに、本市の提案のように「入所困難地域」の証明書をもって延長の要件に該当すると認定することも可能であるはずで、「「入所困難地域」の証明だけでは不十分である。」とする厚生労働省の回答は根拠が薄弱である。

このような観点から省令を改正して<u>規制を緩和すれば、本市の提案どおり当</u> 該保護者の居住地の市町村が「入所困難地域」と認める場合にも育児休業・給付 の延長を認めることができるはずである。

P4「地方分権提案への対応策(1)」について

本市提案が実現できない場合の次善の策としてこのような検討が必要と考えている。これについては、今年中に方向性が示されれば、来年4月の利用調整に活かせる可能性があるので、早急に示していただくよう要望したい。なお、方向性を示す際には、ルールの明確化という観点から、FAQ等に記載するという簡易な方法ではなく、全国の市町村に向けた通知という形をとる必要がある。

P5「地方分権提案への対応策(2)」について

このような、<u>市町村が内定辞退や落選について保留決定通知書に記載すると</u>いう手法は、本市としては全く了解できない。

保留決定通知書は保育所等の入所申込に対する行政処分の決定通知書であり、その通知書に行政処分の内容とは関係のない情報を記載することはできない。

また、記載した内容を理由に育児休業・給付の延長が認められず、延長の申請者と国・雇主との間で法的紛争が生じた場合、記載をした市町村が紛争に巻き込まれる恐れがあるが、<u>育児休業・給付の延長という市町村事務ではない事柄について、市町村が法的リスクを負担する理由がない。</u>

さらに、保留決定通知書の発行等について、業務システムを開発・利用している市町村が多いが、システムから出力される保留決定通知書に提案のような記載をする場合、システム改修が必要になり多額のコストがかかることになるが、育児休業・給付の延長という市町村事務ではない事柄について、市町村が経済的負担をする理由がない。

〇育児休業・育児休業給付の延長の制度の在り方について

厚生労働省は、これまでの提案募集検討専門部会のヒアリング等において、「この問題は、あくまでも保育所の整備が追いつかない過渡的なときに生じる問題であって、その問題が生じているのは、一部の待機児童がたくさんいる地域」と説明しているが、現在、十分な保育所等が整備され、待機児童が生じていない地域においても育児休業・給付が延長される事例が生じており、上記の認識は誤っている。

このような事例が生じるのは、育児休業・給付の延長を希望する保護者には、延長後に復職する意思を持ちながら、当面の間「しばらく子育てに専念したい」と考え、やむを得ず保留決定通知の取得を目的とした入所申込みをせざるを得ない実態があるからであり、現在の育児休業・給付の延長の制度が、職業と子育ての両立を目指す保護者のニーズに応えきれなくなってきているからと考えられる。

このような状況に加え、子育ての負担軽減による少子化対策を、国を挙げて進めている現状に鑑みれば、<u>将来的には、育児休業・給付の延長を「保育所等に入れない場合に限られた例外的措置」と限定的に位置付けるのではなく、2歳までは希望する者すべてが育児休業・給付の延長をできる制度にすべきではないか。</u>

受 付 設 児童氏名 子どものための教育・保育給付 認定証番号 保育認定(変更)申請書兼 2 3 1 児 童 番 号 保育施設·事業利用調整申込書 2 1 3 同一世帯の (平成31年度用) 2 入所児童 1 3 児童番号 1 2 3 (あて先) 保健福祉センター所長 平成 年 月 日 現住所 転 所 希 望)方 保 フリガナ ※すでに保育所入所中の方が転所を希望する場合はレ 点を入れてください。 氏 名 電話 幼稚園(教育認定)併願 自宅 ※幼稚園にも合わせて申込みをされている場合はレ点をみ (優先的に使う 携帯(父) れてください。 連絡先を○で 幼稚園申込日(H 年 月 日) 囲んでください) 携帯 (母) 上記保護者を、支給認定結果及び利用料の納入通知等の対象となる保護者とします。 保育所保育料の口座振替は、上記保護者名義の口座より行います。 保育給付の支給認定について、次のとおり申請します。 就学前 月 保育を希望する期間 平成 \Box その他(平成 月 日まで) 年 保育を希望する時間 希望する保育必要量 保育施設・事業の利用語 国の対応策(1)を前提とした場合の |用可能な範 第1希望 正当な理由 利 第2希望 本市の申請書のイメージ 日以降に延期と 第3希望 ずれか1つを選 用 設・事業に内 第4希望 (次ページ参照) 立を繰り上げ 第5希望 希 望順位はその 第6希望 位の希望施 望 その他の希望 5希望順位は そのままにする。 世帯構成 ※平成31年4月1日現在の年齢を記載してください。 子どもとの 氏名 区分 性別 年齢 生年月日 勤務先名/通学先名等 扶養関係 続柄 フリガナ) 申請に係る 本人 男·女 被扶養者 子ども (勤務先名/通学先名) (フリガナ) □扶養者 男·女 □被扶養者 Н □同居 □別居(住所 世 (フリガナ) (勤務先名/通学先名) 口扶養者 帯 男·女 □被扶養者 分 □同居 □別居(住所 フリガナ) (勤務先名/通学先名) 口扶養者 男·女 口被扶養者 成 □同居 □別居(住所 (勤務先名/通学先名) フリガナ) □扶養者 む □被扶養者 Н □同居 □別居(住所 フリガナ) (勤務先名/通学先名) □扶養者 男·女 □被扶養者 □同居 □別居(住所 該当有無 在宅障がい者

保育が必要な理由(具体的に記入してください。転所希望の場合は、その理由を記入してください。)

有・無

生活保護

申請中

適用中

ひとり親世帯

有・無

※本市	1	呆台の実施 要・?	<u> </u>	入所承諾 平成	注 年	月 日	[請考		
記入欄	申請		決定		徴収額		変更		解除	

利用調整調査票(その1)

ここにチェックを入れる

	② 父母()状况				トラ	ミノ	「○」印若しくはチェック	または必要事項を記え	ししてください。
				父親の状況	7	771		母親	の状況	
		勤務中	・ 就労内定				勤			
		育休中	ュ (育休短縮:ロ	J·不可 育	休延長:可·不己	可)	育	休中(育休短縮:可・	不可 育休延長:可	可·不可)
		Н	年 月		年 月	日	•	H 年 月 日~		
			私は保留時には育		長が可能であるため、 年 月 ま		こかかわり	らず利用調整において低位の	D扱いとなることに不服	はありません。
	保	7 55%	,			. ()		三の ターナー かいてきし ナフ	19.大士啦还私力	
	育が		とに求職活動する					所後に求職活動する・		
	必		か月以内の失業に	こよる求職中	1			去3か月以内の失業によ	る羽職中	
	要		・ 就学予定				ļ	学中 · 就学予定		
	な	通勤・	通学時間(間 分	`)	通	勤•通学時間(時間	分)
	理由	疾病)	疾	病・介護・看護・)
	щ	暗がい	□身体障害者 ハ □療育手帳(隆	□身体障害者手帳 うがい □療育手帳(A ・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
		F#73 V	□精神障害者		•		-	□精神障害者保健		級
							出産予	定無・有(予定	日 平成 年	月 日)
		※別	紙証明内容のと	おり()			※別紙証明内容のとおり) ()	
	7	7 t	死亡·離婚·未婚	別居・その化	也 ()	T +	死亡・離婚・未婚・別居	・その他 ()
	他	不在	児童扶養手当の	認定無	・申請中・有		不 1	± 児童扶養手当の認定	色 無・申請中	・有
伯	所地市町村	H30.1.1時	京点 □大阪市 □	()市・区・町・村	□海外	H30.1	.1時点 □大阪市 □()市・区・町・シ	村□海外
	(予定)	H31.1.1時	点 □大阪市 □	()市・区・町・村	□海外	H31.1	.1時点 □大阪市 □()市・区・町・シ	村 □海外
	_ 		該当する箇所	ーー 「に「○」印また	は、必要事項を記入し	ってください。(離婚に伴	¥う幼少期の別離の場合は「離		
(◎ 祖父母の状況 ※平成31年4月1日現在の年齢を記載してください。									
				祖父の状	77t			祖母	の状況 	
		氏名			(歳)	氏名		(歳)
		住所	同居				住所	同居・祖父に同じ		
	父方		別居(住所)		別居(住所)
		状況	就労・障がい・	疾病・ 介護	・看護・死亡		状況	就労・障がい・疾病・治	介護・看護・死亡	
		1/\///6	その他()	1/\////////////////////////////////////	その他()
		氏名			(歳)	氏名		(歳)
		/ > =r	同居				<i>/</i> →=r	同居・祖父に同じ		
	母方	住所	別居(住所)	住所	別居 (住所)
			就労・障がい・	疾病・介護	・看護・死亡			就労・障がい・疾病・治	介護・看護・死亡	
		状況	その他()	状況	その他()
00000		※同居	の祖父母及び別居	の祖父母(1 km圏内居住)で	· 65歳未満·	であり、仏	- 呆育できない場合は、「保育:	理由証明及び申告書	」が必要です。
(◎ 就学育	前の兄弟	姉妹の状況		小学校就学前の	D兄弟姉妹	がいる場	¦合、該当する箇所に「○」£	Dまたは必要事項を記	入してください。
	氏名	続柄	生年月日	年齢				状況		
	20'0			ТШР						,
L			н · ·					に(利用申込中・在園中	r)・その他 ()
			н · ·					に(利用申込中・在園中	り・その他()
(② 兄弟如	市妹で利	用申込をしてい	いる場合			無田ほ	整時に必要となりますので、	十分ご給討のろうご	えしてください
			ごけ利用できる場合		するか。	□ はい	小川间	登時に必要となりますので、 □ いいえ	・インと作品リック人記	/\U (\/:CVio
	※1人	だけ利用す	る場合、兄弟姉妹	で優先順位は	はあるか。	□ 特にな	ぶし	□ 上の子優先	□ 下の子優先	
	※1人	だけ利用す	る場合、利用できた	い子どもの保	発育はどうするか。	()
Ţ	元弟姉妹が	別々の保育	育所等であれば利用	できる場合、	利用を希望するか。	□ 別々	でも利用	lする □ 別	々なら利用しない	
兄弟姉妹全員が同時に利用できる場合、どちらを希望するか。 □ 同じ保育所等の						その利用を希望する (希望順位	立が下でも同じ保育所等の利	川用を希望する場合)		
	□ 兄弟姉妹別々でもそれぞれの希望順位の高い保育所等の利用を希望する							を希望する		
		※上記	に当てはまらない	場合等は、	申込の際に別途、	区保健福	祉センタ	ターに申し出てください。		
(◎ 世帯の)状況					を当する	場合、番号に「○」印まだ	とは必要事項を記力	、してください。
	1 日常	的に介詞	養が必要な家族	<u>がいる</u>		介護	を担う人	(父・母) ※父母いずれた	心に限る
					害者保健福祉手帕	፟፟፟፟・療育手帳	の所持	者もしくは要介護1以上の詞	忍定者	
	- '	\rightarrow 3	対象となることが分かる	る書類を添付し	てください。(障がいれ	皆手帳(写)	、介護仍	呆険被保険者証(写))		
	氏名				子どもとの続柄	i l		介護の頻度	——————————————————————————————————————	 /週
\vdash	 住所				2 232 249011			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,
H				シハナ ##*	せに除がい老子+	医武士士	がハマ	(時代に生てに) ニン・ナー・	+1 / + ' + ' . ` `	,
F		いい 護力	必安は豕族で	かいし、世界	がに呼かい白子	吸川 (持有)		(障がい者手帳(写)を添作 	りし (くたさい。)	
	氏名						子どもと	の続柄		

資料4-4

面積基準緩和措置について

■保育所の保育室の床面積に係る特例

- 〇保育所の保育室の床面積については、国基準に従い、条例で基準を定めるものとされているが、待機児童の解消 を図るための特例措置として、一定の条件満たす場合、国基準を標準とすることができる。
- 〇特例措置期間 平成24年度~平成31年度(引き続き、3年間延長予定)
- 〇本市における1人あたりの床面積

年齢	国基準	市基準	市 特例措置
0歳児	乳児室 1.65㎡	5.00 m ²	
1歳児	ほふく室 3.30㎡	3.30m²	1.65 ㎡
2~5歳児	1.98 m ²	1.98 m i	







- ◎上記特例措置が「幼保連携型認定こども園」においても実施可能(平成30年9月27日改正法令施行) となったことにより、平成31年度早期からの実施に向け、本市条例改正等を含め検討を進める。
- ◎あわせて、国基準を参酌して、条例で基準を定めるものとされている「保育所型」及び「幼稚園型」 認定こども園についても、平成31年度早期からの実施に向け、本市条例改正等を含め検討を進める。

平成31年度保育施設等利用申込み状況(平成30年10月26日現在)

資料 5

		O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	募集数	254	210	49	35	57	93	698
北区	申込者数	234	359	114	82	30	9	828
	差引 募集数	20 235	▲ 149 194	<u>▲ 65</u>	▲ 47 48	27 41	84 33	▲ 130 616
都島区	申込者数	180	252	77	55	13	6	583
11	差引	55	▲ 58	▲ 12	▲ 7	28	27	33
	募集数	176	188	104	81	75	60	684
福島区	申込者数	137	265	124	96	26	9	657
	差引	39	▲ 77	▲ 20	▲ 15	49	51	27
此花区	募集数 申込者数	84 73	131 145	51 68	43 65	67 22	50	426 375
此化区	差引	11	145 ▲ 14	<u>68</u> 17	<u> </u>	45	<u>2</u> 48	375 51
	募集数	199	150	63	66	41	42	561
中央区	申込者数	165	181	79	106	22	8	561
	差引	34	▲ 31	▲ 16	4 0	19	34	0
	募集数	291	199	75	82	61	62	770
西区	申込者数	213	279	104	83	29	8	716
	差引 募集数	78 104	▲ 80	<u>▲ 29</u> 105	<u>▲ 1</u> 63	32 36	54 29	54 454
港区	寿 <u>吴</u> 申込者数	104	117 179	115	81	18		499
7812	差引	2	▲ 62	▲ 10			25	▲ 45
	募集数	92	106	69	100	84	67	518
大正区	申込者数	65	141	81	52	17	4	360
	差引	27	▲ 35	▲ 12	48	67	63	158
	募集数	174	166	44	57	86	92	619
天王寺区	申込者数	127	230	78	81	16	6	538
	差引 募集数	47 94	<u>▲</u> 64 125	<u>▲ 34</u> 35	<u>▲ 24</u> 47	70 17	86 11	81 329
浪速区	 	94 85	119	46	47	8	11 4	329
汉处区	差引	9	6	<u>40</u> 11	1	9	7	21
	募集数	142	139	64	50	49	55	499
西淀川区	申込者数	126	221	89	64	32	6	538
	差引	16	▲ 82	▲ 25	▲ 14	17	49	▲ 39
Shure.	募集数	270	251	118	91	68	75	873
淀川区	申込者数	268	429	175 ▲ 57	91 0	34 34	9	1,006
	差引 募集数	2 237	<u>▲ 178</u> 301	86	108	110	66 133	▲ 133 975
東淀川区	申込者数	247	410	139	91	33	133	933
N//C/11	差引	▲ 10	▲ 109	▲ 53	17	77	120	42
	募集数	108		51	36		18	
東成区	申込者数	120	194	61	57	15	5	452
	差引	▲ 12	▲ 35	▲ 10	▲ 21	2	13	▲ 63
4- 87 57	募集数	188	223	125	92	59	26	713
生野区	申込者数 差引	136 52	267 ▲ 44	100 25	95 ▲ 3	26 33	<u>9</u> 17	633 80
	<u> </u>	143	127	57	65		27	463
旭区	申込者数	107	181	89	48	12	8	445
	差引	36	▲ 54	▲ 32	17	32	19	18
	募集数	328	408	163	106	92	100	1,197
城東区	申込者数	304	490	133	72	41	8	1,048
	差引	24	▲ 82	30	34		92	149
☆☆ 巳 ▽	募集数	212	204	58	58	30	23	585
鶴見区	申込者数 差引	178 34	310 ▲ 106	110 ▲ 52	100 ▲ 42	37 ▲ 7	9 14	744 ▲ 159
	募集数	193	174	94	50	36	44	591
阿倍野区	申込者数	184	269	105	56	15	4	633
	差引	9	▲ 95	▲ 11	▲ 6	21	40	▲ 42
	募集数	171	202	101	62	47	53	636
住之江区	申込者数	154	305	115	73	22	8	677
	差引	17 276	▲ 103	<u>▲ 14</u>		25 94	4 <u>5</u> 96	▲ 41
住吉区	募集数 申込者数	276 230	236 389	121 145	78 67	20	96 3	901 854
	差引	46	▲ 153	<u> 143</u>	11	74	93	47
	募集数	166	219	79	78	48	29	619
東住吉区	申込者数	150	270	104	79	9	6	618
	差引	16	▲ 51	▲ 25	▲ 1	39	23	1
714 MZ 177	募集数	253	427	205	196	161	76	1,318
平野区	申込者数 差引	208	480 ▲ 53	188 17	150 46	37 124	1 <u>5</u> 61	1,078 240
	<u> </u>	45 95	<u>▲ 53</u>	66	64	79	70	509
西成区	申込者数	83	128	49	40	7	1	308
	差引	12	7	17	24	72	69	201
	募集数	4,485	4,791	2,048	1,756	1,499	1,364	15,943
H31入所	申込者数	3,876	6,493	2,488	1,830	541	164	15,392
申込計	単純合計	609	▲ 1,702	▲ 440	▲ 74		1,200	551
ļ	不足分のみの合計	▲ 22	▲ 1,715	▲ 529	▲ 272	▲ 7	0	▲ 2,545
	募集数	4,299	4,778	2,258	1,958	1,325	1,214	15,832
H30入所	申込数	3,801	6,247	2,761	1,871	486	175	15,341
申込計	不足分のみの合計	<u>3,801</u> ▲ 45	1,489 ▲ 1,489	<u>∠,761</u>	1 ,871 ▲ 210		0	
<u> </u>		— 40	<u> </u>	= 330	= 210	U	U	_ 2,300
H30から0	の増減(不足数)	23	▲ 226	27	▲ 62	A 7	0	▲ 245
							•	

※申込数は第1希望のみを集計したもの

平成30年度保育施設等利用申込み状況の公表について(平成29年10月27日現在)

	成可们用中					од 27 ц з		
		O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	募集数	245	243	127	117	140	144	1,01
北区	申込数	217	372	171	123	34	12	92
101	美引	28	▲ 129	▲ 44	▲ 6	106	132	▲ 17
	<u> </u>	214	208	72	61	34	30	61
都島区	<u> </u>							
郁岛区	申込数	151	234	99	69	18	10	. 58
	差引	63	▲ 26	▲ 27	▲ 8	16	20	▲ 6
	募集数	159	162	97	44	33	54	54
福島区	申込数	147	243	95	78	14	7	58
	差引	12	▲ 81	2	▲ 34		47	A 11
	差引 募集数 申込数	84	131	48	75	42	24	40
此花区	<u> </u>	74			47		3	35
此16区	<u> </u>		146	66		15		
	差引	10	▲ 15	▲ 18	28		21	▲ 3
	募集数	183	105	35	30	10	32	39
中央区	申込数	148	199	90	85	4	6	53
	差引	35	▲ 94	▲ 55	▲ 55	6	26	▲ 20
	莫隹数	252	201	115	99	62	53	78
西区	募集数 申込数	231	343	147	102	49	7	8
떠스	<u> </u>						/	
	差引	21	▲ 142	▲ 32	▲ 3	13	46	1
	募集数	98	124	95	118	41	26	5(
港区	由认数	115	188	132	91	16	5	54
,	差引	▲ 17	▲ 64	▲ 37	27	25	21	A 1
	草 隹 数	101	118	53	70	67	59	4
大正区	分木 <u>双</u> 由 : 1 米		110	50	52	11		
人正区	申込数	69	138	56			5	3
	差引	32	▲ 20	▲ 3	18	56	54	
	募集数	150	134	42	48	45	43	4
天王寺区	由认数	145	246	107	87	12	7	6
	差引	5	▲ 112	▲ 65	▲ 39	33	36	▲ 2
	差引 募集数	108	133	67	50	21	21	4
泊油区	<u> </u>					21		
浪速区	申込数	61	147	68	54	20	5	3
	差引 募集数	47	▲ 14	▲ 1	4	1	16	
	募集数	149	163	79	88	52	44	5
西淀川区	申込数	118	199	85	84	21	3	5
ш <i>и</i> с/пр	보고 보고	31	▲ 36	▲ 6	4	31	41	
	差引 募集数							
Sept 11 lead	<u> </u>	258	256	110	61	51	46	7
淀川区	申込数	269	384	165	99	21	13	9
	差引	▲ 11	▲ 128	▲ 55	▲ 38	30	33	▲ 2
	差引 募集数	236	255	83	106	86	35	8
東淀川区	由込数	234	357	122	106	20	8	8
N/NC///I	美司	2	▲ 102	▲ 39	0	66	27	A 1
	- <u>- </u>			82			53	
+ + 	<u> </u>	106	181		78	50		5
東成区	申込数	123	205	75	53	15	6	4
	差引	▲ 17	▲ 24	7	25	35	47	
	募集数	173	208	106	103	38	16	6
生野区	申込数	150	220	105	92	20	4	5
	差引	23	▲ 12	1	11	18	12	
	募集数	150	147	100	93		38	5
₩ IZ	<u> </u>							
旭区	里込数	106	183	85	72	13	8	4
	差引	44	▲ 36	15	21	36	30	
	募集数	282	383	153	110	90	104	1,1
城東区	申込数	271	461	180	101	31	8	1,0
	<u>サルス</u> 差引	11	▲ 78	▲ 27	9	59	96	<u> </u>
	生儿 草隹粉	203	230		54			
始日豆	募集数			65		36	51	6
鶴見区	申込数	181	295	115	73	36	6	7
	左打	22	▲ 65	▲ 50	▲ 19	0	45	1
	差引 募集数	185	182	107	60	39	32	6
阿倍野区	申込数	151	276	122	64		8	6
	差引	34	▲ 94	<u> </u>	4	20	24	A 1
	募集数	172	203	106	74		39	6
住之江区	秀未数 申込数	168		118	72			
エベルト	<u> </u>		232			28	10	6
	差引 募集数	4	▲ 29	▲ 12	2	39	29	
	募集数	265	226	108	71	59	61	7
	>1 <u>**</u> L	224	335	169	46		10	8
住吉区	甲込釵	234	ააა					A 1
住吉区	<u>申込数</u> 差引						וויי	
住吉区	<u>甲込致</u> <u>差引</u> 莫 集 数	31	▲ 109	▲ 61	25	42	51 73	
	<u>差引</u> 募集数	31 155	▲ 109 205	▲ 61 98	25 68	42 41	73	6
住吉区 東住吉区	差引 募集数 申込数	31 155 152	▲ 109 205 265	▲ 61 98 107	25 68 43	42 41 16	73 7	6 5
	差引 募集数 申込数	31 155 152 3	▲ 109 205 265 ▲ 60	▲ 61 98 107 ▲ 9	25 68 43 25	42 41 16 25	73 7 66	6 5 ▲
東住吉区	<u>差引</u> 募集数 申込数 差引 募集数	31 155 152	▲ 109 205 265 ▲ 60 441	▲ 61 98 107 ▲ 9 232	25 68 43 25 216	42 41 16 25 117	73 7	6 5 ▲
東住吉区	<u>差引</u> 募集数 申込数 差引 募集数	31 155 152 3 267	▲ 109 205 265 ▲ 60 441	▲ 61 98 107 ▲ 9 232	25 68 43 25 216	42 41 16 25 117	73 7 66 81	6 5 A 1,3
	差引 募集数 申込数 差引 募集数 申込数	31 155 152 3 267 209	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212	25 68 43 25 216 146	42 41 16 25 117 29	73 7 66 81 15	6 5 1,3 1,0
東住吉区	差引 募集数 申込数 差引 募集数 申込数	31 155 152 3 267 209 58	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212	25 68 43 25 216 146 70	42 41 16 25 117 29 88	73 7 66 81 15 66	1,3 1,0
東住吉区平野区	差引 募集数 申引 差集数 申到 募集数 募集数	31 155 152 3 267 209 58 104	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212 20 78	25 68 43 25 216 146 70 64	42 41 16 25 117 29	73 7 66 81 15 66 55	6 5 1,3 1,0
東住吉区	差引 募集数 申引 差集数 申引 募 事 募 事 数 申 差 募 数 申 分 数 申 分 数 申 列 数 申 列 数 申 列 数 申 列 数 申 列 数 申 列 数 申 列 数 数 申 列 数 数 与 り り 数 数 り り り も り も り も り も め も り も り も り も り も	31 155 152 3 267 209 58 104	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19 139 119	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212 20 78 70	25 68 43 25 216 146 70 64	42 41 16 25 117 29 88 55 7	73 7 66 81 15 66 55	6 5 1,3 1,0
東住吉区平野区	差引 募集数 申 差 募 事 基 募 事 登 集 数 事 等 数 助 数 数 申 差 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	31 155 152 3 267 209 58 104 77	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19 139 119 20	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212 20 78 70 8	25 68 43 25 216 146 70 64 32	42 41 16 25 117 29 88 55 7	73 7 66 81 15 66 55 2 53	6 5 1,3 1,0 4 3
東住吉区 平野区 西成区	差引 募集数 申差集数 事美込引 募集込引 募集数 募集数	31 155 152 3 267 209 58 104	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19 139 119	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212 20 78 70	25 68 43 25 216 146 70 64	42 41 16 25 117 29 88 55 7	73 7 66 81 15 66 55	6 5 1,3 1,0 4 3
東住吉区 平野区 西成区	差引 募集数 申差集数 事美込引 募集込引 募集数 募集数	31 155 152 3 267 209 58 104 77 27 4,299	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19 139 119 20 4,778	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212 20 78 70 8 2,258	25 68 43 25 216 146 70 64 32 32	42 41 16 25 117 29 88 55 7 48	73 7 66 81 15 66 55 2 53	1,3 1,0 4 3
東住吉区平野区	差引 募集数 申 差 募 事 基 募 事 登 集 数 事 等 数 助 数 数 申 差 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	31 155 152 3 267 209 58 104 77	▲ 109 205 265 ▲ 60 441 460 ▲ 19 139 119 20	▲ 61 98 107 ▲ 9 232 212 20 78 70 8	25 68 43 25 216 146 70 64 32	42 41 16 25 117 29 88 55 7	73 7 66 81 15 66 55 2 53	1,3 1,0 4 3 15,8 15,3 4

※申込数は第1希望のみを集計したもの

平成31年度保育所等利用申込みにかかる募集枠の状況(募集数一申し込み数)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
募集枠残	西区 78 (21) 都島区 55 (63) 生野区 52 (23) 天王寺区 47 (5) 住吉区 46 (31) 平野区 45 (58) 福島区 39 (12) 旭区 36 (44) 中央区 34 (35) 鶴見区 34 (22) 大正区 27 (32) 城東区 24 (11) 北区 20 (28) 住之江区 17 (4) 東住吉区 16 (3) 西淀川区 16 (31) 西成区 12 (27) 此花区 11 (10) 浪速区 9 (47) 阿倍野区 9 (34) 港区 2 (▲17) 淀川区 2 (▲17) 淀川区 2 (▲17)			大正区 48 (18) 平野区 46 (70) 城東区 34 (9) 西成区 24 (32) 東淀川区 17 (0) 旭区 17 (21) 住吉区 11 (25)	東淀川区 77 (66) 住吉区 74 (42) 西成区 72 (48) 天王寺区 70 (33) 大正区 67 (56) 城東区 51 (59) 福島区 49 (19) 此花区 45 (27) 東住吉区 39 (25) 淀川区 34 (30) 生野区 33 (18) 西区 32 (13) 旭区 32 (36) 都島区 28 (16) 北区 27 (106) 住之江区 25 (39) 阿倍野区 21 (20) 中央区 19 (6) 港区 18 (25) 西淀川区 17 (31) 浪速区 9 (1) 東成区 2 (35)	東淀川区 120 (27) 住吉区 93 (51) 城東区 92 (96) 天王寺区 86 (36) 北区 84 (132) 西成区 69 (53) 淀川区 66 (33) 大正区 63 (54) 平野区 61 (66) 西区 54 (46) 福島区 51 (47) 西淀川区 49 (41) 此花区 48 (21) 住之江区 45 (29) 阿倍野区 40 (24) 中央区 34 (26) 都島区 27 (20) 東住吉区 23 (66)	平野区 240 (283) 西成区 201 (188) 大正区 158 (137) 城東区 149 (70) 天王寺区 81 (▲142) 生野区 80 (53) 西区 54 (▲97) 此花区 51 (53) 住吉区 47 (▲21) 東淀川区 42 (▲46) 都島区 33 (38) 福島区 27 (▲35) 浪速区 21 (45)
	東淀川区 ▲ 10 (2) 東成区 ▲ 12 (▲17)	中央区 ▲ 31 (▲94) 大正区 ▲ 35 (▲20) 東成区 ▲ 44 (▲12) 東住吉区 ▲ 51 (▲60) 平野区 ▲ 53 (▲19) 旭区 ▲ 54 (▲36) 郡島区 ▲ 58 (▲26) 港区 ▲ 62 (▲64) 天王寺区 ▲ 64 (▲112) 福島区 ▲ 77 (▲81) 西区 ▲ 80 (▲142) 西淀川区 ▲ 82 (▲36) 城東区 ▲ 82 (▲78) 阿倍野区 ▲ 95 (▲94) 住之江区 ▲ 103 (▲29)	東成区 ▲ 10 (7) 浪速区 ▲ 11 (▲1) 阿倍野区 ▲ 11 (▲15) 都島区 ▲ 12 (▲27) 大正区 ▲ 12 (▲3) 住之江区 ▲ 14 (▲12) 中央区 ▲ 16 (▲55) 此花区 ▲ 17 (▲18) 福島区 ▲ 20 (2) 住吉区 ▲ 24 (▲61) 西淀川区 ▲ 25 (▲6) 東住吉区 ▲ 25 (▲6) 東住吉区 ▲ 29 (▲32) 旭区 ▲ 32 (15) 天王寺区 ▲ 34 (▲65) 襄院川区 ▲ 53 (▲50) 東淀川区 ▲ 53 (▲39) 淀川区 ▲ 57 (▲55)	東住吉区 ▲ 1 (25) 生野区 ▲ 3 (11) 阿倍野区 ▲ 6 (▲4) 都島区 ▲ 7 (▲8) 住之江区 ▲ 11 (2) 西淀川区 ▲ 14 (4) 福島区 ▲ 15 (▲34) 港区 ▲ 18 (27) 東成区 ▲ 21 (25) 此花区 ▲ 22 (28) 天王寺区 ▲ 24 (▲39) 中央区 ▲ 40 (▲55) 鶴見区 ▲ 42 (▲19) 北区 ▲ 47 (▲6)			西淀川区 ▲ 39 (65) 住之江区 ▲ 41 (33) 阿倍野区 ▲ 42 (▲35) 港区 ▲ 45 (▲45) 東成区 ▲ 63 (73) 北区 ▲ 130 (87) 淀川区 ▲ 133 (▲169) 鶴見区 ▲ 159 (▲67)

平成31年4月における待機児童解消に向けた対策について

資料 6

【現状】

〇一般公募への応募が低調

・施設種別毎の応募事業者数(H30, H29比較)

	Н30	H29
認可保育所	7	44
小規模保育	29	55

〇ほぼ昨年度並みの入所枠が開設見込み

	年度途中開設	4/1開設	計
~H30.4.1開設	551	2949	3500
~H31.4.1開設	1263	2034	3297

〇利用申込状況

募集数:15,943人

(前年度比 全体111人増 1歳児13人増 2歳児210人減 3歳児202人減)

・昨年度の新規開設園では、在籍児童の進級により募集数が減少

開設時期別の募集数の比較

	H30.4.1とH31.4.1募集数の比較			
既存園	ほぼ同数			
H30.4.1新設園	減少			
H31.4.1新設園	増加			
全体	ほぼ同数			

・保育体制が整わず、募集数減となっている既存保育施設有

申込数: 15, 392人

(前年度比 全体51人増 1歳児246人増 2歳児273人減 3歳児41人減)

- ・利用申込年齢の早期化傾向が見られる
- ・全体として保育施設入所児童数は年々増加

【H31.4.1待機児童解消に向けた取組み】

- ・新たな施設整備での対応は困難
- ・H31.4.1の待機児童を解消するにはソフト面での取り組みが必要

●期間限定保育実施の働きかけ

PRチラシの活用等により、ニーズの高い地域の保育所に働きかけ、実施施設を拡大

●保育人材確保事業活用の働きかけ

事業内容周知資料を活用し、ニーズの高い地域の保育所に働きかけ、人材確保を促進

●企業主導型保育事業の空き情報提供

昨年度は二次調整利用保留通知に同封していたが、今年度は一次調整時にも情報提供

●広域入所ケースの取扱い

他市の入所決定が保留となった場合、区内保育施設等や企業主導型保育事業の空き情報の提供を 徹底したうえで、なお入所できない場合、居住区での待機児童として計上されるため、公表時の 対応を検討

保育所等整備にかかる各区の入所枠不足解消について~平成32年4月の入所枠確保に向けて~ 【平成31年度予算】

平成32年度4月時点の入所枠不足数の積算

■入所申込み状況

・申込み数(二次申込 み数(見込み)含む)

■区内保育ニーズの動向

- ・子育て世帯向けマンションの建設による申込み予測
- ・地域偏在や近年の保育ニーズの増減



・<u>年齢ごとの不足見込みを算出</u> =利用保留見込み児童数



不足する入所枠 2,530 人分(前年度 2,464 人分)



保育所整備による対応

1,422 人分(前年度 1,848 人分)

56.2%

75.0%

・不足する年齢に応じて、 認可保育所又は小規模保育事業所を選択 保育所整備に偏らず、既存施設等の活用 との両輪で解消を図っていく

保育所整備によらない対応

1,108 人分(前年度 616 人分)

43.8%

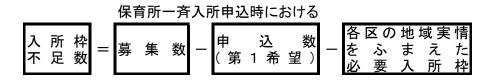
25.0%

増加

- ・既存施設に対する受入れ協力
- ・既存施設の保育士確保による入所枠増
- ・期間限定保育の実施

◆各区の入所枠不足の解消に向けた必要整備量等について【平成31年度予算】

	入所枠不足数(H32.4時点) A							整備以外で対応する入所枠 B							整備で対応する入所枠 C						整備対応枠 D							
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
北区	▲ 28	▲ 191	▲ 68	▲ 79			▲ 366		128		1			129	28	63	68	78			237	30	63	71	78	89	89	420
都 島 区		4 9		▲ 22			▲ 71		37		9			46		12		13			25	6	12	12	13	13	14	70
福島区		▲ 93	▲ 14	▲ 35			▲ 142		48					48		45	14	35			94	18	45	45	42	45	45	240
此 花 区	▲ 1	▲ 20	▲ 13	▲ 26			▲ 60	1	20	13	26			60							0	0	0	0	0	0	0	0
中 央 区	▲ 39	▲ 112	▲ 51	▲ 88			▲ 290	3	64		55			122	36	48	51	33			168	36	48	52	33	33	34	236
西区		▲ 72	A 7	▲ 30			▲ 109		1					1		71	7	30			108	30	71	71	86	86	86	430
港区	A 7	▲ 84		▲ 14			▲ 105	1	68		14			83	6	16					22	6	16	16	0	0	0	38
大 正 区		▲ 35					▲ 35							0		35					35	17	40	44	15	15	15	146
天王寺区		▲ 41		▲ 6			▲ 47		11					11		30		6			36	6	30	30	30	32	32	160
浪速区		▲ 5		▲ 11			▲ 16							0		5		11			16	9	15	16	20	20	20	100
西淀川区		▲ 65	▲ 18				▲ 83		39					39		26	18				44	15	26	27	16	17	17	118
淀 川 区		▲ 123	▲ 19	4			▲ 146		20					20		103	19	4			126	42	103	103	68	69	72	457
東淀川区	▲ 10	▲ 84	▲ 20				▲ 114		52					52	10	32	20				62	12	32	32	0	0	0	76
東成区	▲ 7	▲ 28	▲ 14	▲ 23			▲ 72				23			23	7	28	14				49	12	32	32	0	0	0	76
生 野 区		▲ 73		▲ 13			▲ 86		46		2			48		27		11			38	9	27	27	11	12	12	98
旭 区		▲ 38	▲ 1				▲ 39	_	30					30		8	1				9	3	8	8	0	0	0	19
城 東 区		▲ 29					▲ 29							0		29					29	12	30	31	15	15	15	118
鶴見区		▲ 140	▲ 66	▲ 60	▲ 19	▲ 11	▲ 296	_	80	6	12			98		60	60	48	19	11	198	27	60	60	48	51	51	297
阿倍野区		▲ 72					▲ 72		11					11		61					61	15	61	61	45	48	48	278
住之江区		▲ 50		▲ 10			▲ 60		8					8		42		10			52	21	42	43	16	17	17	156
住 吉 区		▲ 168					▲ 168		168					168							0	0	0	0	0	0	0	0
東住吉区		▲ 13					▲ 13							0		13					13	6	16	16	0	0	0	38
平 野 区		▲ 108	▲ 3				▲ 111		108	3				111							0	0	0	0	0	0	0	0
西成区							0							0							0	0	0	0	0		0	0
슴 計	▲ 92	▲ 1,693	▲ 294	▲ 421	▲ 19	▲ 11	▲ 2,530	5	939	22	142	0	0	1,108	87	754	272	279	19	11	1,422	332	777	797	536	562	567	3,571
	3(1+2)									1							2	予算要求入				₹入所枠						
※昨年度同			7	•	•	•													1						-	•		
H30不足数のみ	▲ 203	▲ 1,515	▲ 465	▲ 268	▲ 13	0	▲ 2,464	13	509	57	37	0	l 0	616	190	1,006	408	231	13	0	1,848	480	1,009	1,039	586	597	607	4,318



【平成31年度】 各区の必要整備量集約状況

			入所枠不	足数(H3	2.4時点)		必要整備量									
	0歳	 1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	——— 計	認可保育所		小規模保	育事業所	合計				
	U /kx	一小人	∠ // // // // // // // // // // // // //	ろが火	4 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	り成	ĒΙ	整備数	入所枠	整備数	入所枠	整備数	入所枠			
北区	▲ 28	▲ 191	▲ 68	▲ 79	27	77	▲ 262	5	420	0	0	5	420			
都 島 区	32	▲ 49	2	▲ 22	31	30	24	1	70	0	0	1	70			
福島区	20	▲ 93	▲ 14	▲ 35	37	44	▲ 41	3	240	0	0	3	240			
此 花 区	▲ 1	▲ 20	▲ 13	▲ 26	44	49	33	0	0	0	0	0	0			
中 央 区	▲ 39	▲ 112	▲ 51	▲ 88	9	30	▲ 251	2	160	4	76	6	236			
西区	73	▲ 72	A 7	▲ 30	36	53	53	5	430	0	0	5	430			
港区	▲ 7	▲ 84	1	1 4	21	23	▲ 60	0	0	2	38	2	38			
大正区	17	▲ 35	5	72	73	66	198	1	70	4	76	5	146			
天王寺区	53	4 1	6	▲ 6	92	101	205	2	160	0	0	2	160			
浪 速 区	9	A 5	1	▲ 11	11	8	13	1	100	0	0	1	100			
西淀川区	18	▲ 65	1 8	7	28	54	24	1	80	2	38	3	118			
淀 川 区	12	▲ 123	1 9	4	43	67	▲ 24	5	362	5	95	10	457			
東淀川区	1 0	▲ 84	▲ 20	33	85	113	117	0	0	4	76	4	76			
東成区	A 7	▲ 28	1 4	▲ 23	2	13	▲ 57	0	0	4	76	4	76			
生 野 区	24	▲ 73	30	1 3	35	17	20	1	60	2	38	3	98			
旭 区	36	▲ 38	1	20	38	21	76	0	0	1	19	1	19			
城 東 区	40	▲ 29	78	64	116	181	450	1	80	2	38	3	118			
鶴見区	3	1 40	▲ 66	▲ 60	▲ 19	▲ 11	▲ 293	3	240	3	57	6	297			
阿倍野区	12	▲ 72	13	1	24	41	19	3	240	2	38	5	278			
住之江区	40	▲ 50	0	1 0	30	47	57	1	80	4	76	5	156			
住 吉 区	79	▲ 168	13	84	183	201	392	0	0	0	0	0	0			
東住吉区	16	▲ 13	5	1	45	24	78	0	0	2	38	2	38			
平 野 区	5	▲ 108	A 3	33	118	55	100	0	0	0	0	0	0			
西成区	12	16	22	22	72	69	213	0	0	0	0	0	0			
슴 計	409	▲ 1,677	▲ 118	▲ 84	1,181	1,373	1,084	35	2,792	41	779	76	3,571			
昨年度																
合 計	60	▲ 1,490	▲ 341	85	862	1,048	224	38	3,020	70	1,298	108	4,318			

[■] 平成31年度1次公募(認可保育所等建設・改修) 平成30年12月下旬公募開始 ⇒ 平成32年4月開設